

第 2 号議案

令和 7 年 度

亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度亀岡市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度亀岡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
9, 4 2 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、
「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借
入金の借入れの最高額は、1, 5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 1, 6 6 6, 2 4 8
	1 国民健康保険料	1, 6 6 6, 2 4 8
4 使用料及び手数料		1, 0 0 0
	2 手数料	1, 0 0 0
6 府支出金		6, 8 1 9, 2 3 6
	1 府補助金	6, 8 1 9, 2 3 6
8 財産収入		3 9 3
	1 財産運用収入	3 9 3
1 0 繰入金		9 1 6, 5 3 8
	1 他会計繰入金	7 6 6, 5 3 8
	2 基金繰入金	1 5 0, 0 0 0
1 1 繰越金		7, 5 6 4
	1 繰越金	7, 5 6 4
1 2 諸収入		9, 0 2 1
	1 延滞金、加算金及び過料	6, 0 0 0
	2 預金利子	1 0
	4 雑入	3, 0 1 1
歳 入 合 計		9, 4 2 0, 0 0 0

2 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1 4 9, 4 0 3
	1 総務管理費	1 2 7, 1 5 8
	2 徴収費	2 1, 9 4 3
	3 運営協議会費	3 0 2
2 保険給付費		6, 7 5 3, 2 0 0
	1 療養諸費	5, 7 9 2, 4 6 0
	2 高額療養費	9 1 3, 1 1 8
	3 移送費	1 0
	4 出産育児諸費	2 7, 5 1 2
	5 葬祭諸費	6, 5 0 0
	7 精神・結核医療付加金	1 3, 6 0 0
3 国民健康保険事業費納付金		2, 3 9 9, 2 9 4
	1 医療給付費分	1, 7 2 1, 1 7 4
	2 後期高齢者支援金等分	5 0 8, 1 1 8
6 保健事業費	3 介護納付金分	1 7 0, 0 0 2
		1 0 1, 9 8 3
	1 保健事業費	3 4, 0 7 9
7 基金積立金	2 特定健康診査等事業費	6 7, 9 0 4
		1 0
9 諸支出金	1 基金積立金	1 0
		9, 2 0 0
1 0 予備費	1 償還金及び還付加算金	9, 2 0 0
		6, 9 1 0
1 0 予備費	1 予備費	6, 9 1 0
		6, 9 1 0
歳 出 合 計		9, 4 2 0, 0 0 0